

## 行事開催における災害リスク対応ガイドライン

本ガイドラインは、炭素材料学会が開催する行事運営における台風等の災害リスク対応を図るために、学術講演が行われる行事として年会、主催の国際会議等（以下、「本部行事等」とよぶ）を想定して策定したものである。

### 1. 基本方針

行事参加者の安全確保を最優先として、災害リスクを予見し、その対応を図る。

### 2. 組織体制

下記の理由により、本部行事等の運営に多大な影響を与えると判断した場合、実行委員長は会長と相談の上、災害リスクに対応するために対策本部を立ち上げる。組織委員長もしくは実行委員長は、情報収集にあたりと共に、開催、中止、もしくは期間短縮の検討を行う。

- (1) 地震の発生により、開催地での開催が困難な場合
- (2) 開催地以外での大震災等により、参加者が開催地に来ることが困難な場合
- (3) 豪雨・台風・大雪等の異常気象により、行事参加者の安全が確保できない場合
- (4) 感染症・テロなどの社会的問題により、行事参加者の安全が確保できない場合
- (5) その他の予期できないことにより、行事運営に多大な影響を与えると判断した場合

	組織	委員	役割
対策本部 (開催地)	本部長	運営委員長	本部統轄
	副本部長	現地実行委員長	本部長補佐
	本部員	現地運営委員	現地情報収集 交通機関の運行情報収集
学会本部*	会長	会長	学会本部として対応支援
連絡室		事務局担当者	参加者への連絡 組織 会長および運営委員長への連絡 メーリングリストの作成

\* 開催期間中は、対策本部に学会本部が統合し、本部長の指揮のもと運営を行う。

### 3. 開催、中止、期間短縮等の判断

- (1) 対策本部は、開催、中止、期間短縮の検討結果を会長に報告し両者の承認を得た上で、その実施および対応策を講じる。
- (2) 会長に連絡がとれない場合には、運営委員長が最終承認を行う。

### 4. 判断基準（中止もしくは期間短縮）

中止もしくは期間短縮の判断基準は下記の通りとする。

- (1) 気象庁からの地震情報、特別警報や地方自治体からの避難指示等が開催地に発令され、人命または身体を災害から保護する必要が生じたとき。もしくは、関係省庁や地方自治体から特別の指示が発令されたとき。
- (2) 行事を開催する施設の管理責任者が、行事の開催が危険であると判断したとき。
- (3) 行事を開催する施設の安全性が確保できず、開催することが危険であると判断したとき。
- (4) 行事を開催する施設までの交通機関が全面的に停止し、復旧の見込もなく移動手段がないとき。

## 5. 登録費等の払い戻しについて

### (1) 予稿集を発行（印刷、PDF化）前行事の開催を中止した場合

- ・ 参加登録費：全額返金
- ・ 懇親会費：全額返金または寄付金扱いを原則とする。
- ・ 免責事項：
  - ・ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などによる損害や損失
  - ・ 運輸または宿泊機関等の事故もしくは火災により発生した損害や損失
  - ・ 旅程や宿泊等の変更・取消にかかる損害や損失
  - ・ 移動または会期中に生じた不可抗力による損害や損失
  - ・ その他炭素材料学会の責任に帰することができない事由により生じた損害や損失
- ・ 返金手続：返金に伴う振込料等は参加者が負担する。

### (2) 予稿集を発行後あるいは公開後に行事の開催を中止した場合

- ・ 参加登録費：返金しない（予稿集発行により行事の開催が成立したと判断する）
- ・ 懇親会費：全額返金または寄付金扱いを原則とする。
- ・ 免責事項
  - ・ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などによる損害や損失
  - ・ 運輸または宿泊機関等の事故もしくは火災により発生した損害や損失
  - ・ 旅程や宿泊等の変更・取消にかかる損害や損失
  - ・ 移動または会期中に生じた不可抗力による損害や損失
  - ・ その他本会の責任に帰することができない事由により生じた損害や損失
- ・ 返金手続：返金手続に伴う振込料等は参加者が負担する。

### (3) 行事の一部が中止とし行事の開催期間が短縮された場合

- ・ 予稿集が発行されていることから懇親会費の取り扱いを除いて、(2)と同様の取扱いを行う。
- ・ 懇親会費については、全額返金または寄付金扱いを原則とする。

### (4) 入会金

- ・ 発表を行うために入会申し込みをした際の入会金および年会費は、会則に基づきいかなる理由があってもこれを返還しない。

## 6. 発表の取扱い

- (1) 予稿集の発行後、行事が中止もしくは開催の期間短縮により発表が行われなかった口頭およびポスター発表は、発表が行われたものとする。
- (2) 交通機関の影響で発表者が会場に到着できず、発表が行われなかった口頭およびポスター発表については、発表者が交通機関の遅延証明書等を実行委員会に提出し、組織委員会がその発表の取扱いを判断する。

## 7. 学会賞の取扱い

行事がすべての日程で中止となった場合には、行事内での学会賞の表彰は行わない。

## 8. 受賞式等の取扱い

行事がすべての日程で中止となった場合には、受賞式等は原則として中止する。

## 9. 連絡手段

会長、運営委員長、現地実行委員長及び委員、事務局担当者は、連絡を円滑に行うために、携帯電話、携帯メールを含む複数の連絡手段を登録するような処置をとることとする。

参加登録者および外部には、ホームページでの掲載を原則とするが、会期中は行事の開催ホームページを利用し、情報を速やかに発信する。

## 10. 開催案内への掲示

開催案内において参加募集を行う際に、必ず、免責事項を明示しなければならない。

## 11. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、運営委員会の決議によって行う。

## 附則

このガイドラインは、2021年4月16日より施行する。

このガイドラインは、2021年9月3日から改訂施行する。